

令和元年6月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年6月19日(水) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第一号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員 高田 喜寿 委員 吉田 善一 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長

志賀 睦

主 査(併任)

大和田 千歳

副主査(併任)

森田 洸平

7. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より令和元年双葉町農業委員会6月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

8. 会長挨拶

みなさんお疲れ様でございます。5月の農業委員会は休会となりましたので令和の元号で初めての会となります。農業はその昔から継続され人間の生きる糧となってきたわけであり、我々世代も明治、大正、昭和そして平成と繋ぎ、新しい令和となったわけであり、今後も次の世代に引き継ぐことが私たちの役目とっております。最近の新聞報道によると双葉町役場も令和4年に役場庁舎の移転、双葉町に戻すという発表がありました。ようやくという感は否めない事実ではありますが役場を中心に、そして農業を中心に元の姿に戻ることが私たちの願いでもあります。以上です。

9. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年6月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には1番 鶴沼 久江 委員、5番 吉田 晴男 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年6月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町大字松倉字葉ノ木谷地×××× 畑 計4,527平方メートルのうち、2,642.3平方メートル の一時転用になります。

転用の目的は、県道井手長塚線の拡幅工事に伴う基礎工事の掘削作業で発生する掘削土の仮置き場として使用するためです。

土地の利用計画といたしましては、2,642.3平方メートルのうち、残土置場 2,026.9平方メートル 重機置場 106.4平方メートル 作業通路 509平方メートル となります。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、県道井手・長塚線及び農道松倉線側の法面側については土砂が側溝に流出しないように土のうを配置し、雨水は、自然浸透及び既設水路へ導入します。転用期間は、許可の日から令和4年6月30日までを予定しており、終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。なお、仮置きした発生土は埋戻土

として再度利用する予定となっております。
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である吉田委員から報告願います。

○吉田委員

この案件につきまして、令和元年6月10日（月）に事務局員2名と現地確認をいたしました。申請内容に相違ありませんでした。また、申請地、周辺についても支障がないと判断いたしました。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○澤上委員

先ほど橋梁工事の基礎工事と言われましたが、どちらになりますか。

○志賀事務局長

県道井出長塚線となりシンボル軸の復興インターチェンジからの県道沿い東京電力社宅付近から国道6号線までの間が橋梁になります。

○鶴沼委員

これは、今の伊達スタンドの方になるのですか。

○志賀事務局長

そうなります。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時37分）

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 令和元年7月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について事務局より報告

- (1) 農地法第3条第1項に規定する権利の設定登記について
- (2) 工事進捗状況報告について
- (3) 令和2年度農業施策の要望について
- (4) その他
なし

閉会時刻 14時12分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....(印)

議事録署名人.....(印)

議事録署名人.....(印)